

第138回青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録（案件(1)公開分）

1 開催日時

令和4年10月28日（金） 13時30分～14時43分

2 開催場所

県庁舎議会棟6階第一委員会室

3 出席者

(1) 審査会 会長 森 雄亮

会長職務代理者 熨斗 佑城

委員 伊藤 健、香取 真理

(2) 事務局 総務部総務学事課

課長

工藤 正明

課長代理

森田 誠

文書・情報公開グループマネージャー（副参事）

田中 高寿

文書・情報公開グループサブマネージャー（総括主幹）

佐々木 克剛

文書・情報公開グループ主査

豊川 善久

文書・情報公開グループ主事

佐藤 翔太

4 案 件

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う個人情報保護制度見直しに係る条例整備について

5 概 要

会長 それでは審査会を開会いたします。

本日は、7件の諮問案件について審査を行います。

まずは、本日諮問がありました「個人情報保護制度見直しに係る条例整備について」の件について審査を行います。

なお、本審査会は青森県情報公開・個人情報保護審査会条例第9条の規定により、原則として非公開とされていますが、本件につきましては、審査請求事案に係る内容ではないため、青森県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第8条の規定により公開で行うこととします。

本日は加藤委員が所用により欠席ということでございますが、定足数に達していますので、このまま開会いたします。

それでは事務局からまず諮問事項について説明をお願いします。

事務局 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う個人情報保護制度見直しに係る条例整備について」の件について、諮問事案を説明]

事務局 まず、ただ今お配りしました参考資料の確認をさせていただきます。資料の中身でございますが、1枚目が先ほど諮問されました諮問書の写しとなっております、続きまして参考資料一覧、以降、資料1から資料8までとなっております。資料が抜けている等ありましたらお知らせいただければと思いますがよろしいでしょうか。

私の方から諮問事項についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

説明につきましては、主に資料1を活用して行わせていただきます。まず、1ページを開いていただきまして、条例整備をする背景についてご説明させていただきます。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年5月に公布されまして、改正後の個人情報保護法におきまして、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールが規定されまして、来年4月1日に施行されることとなりました。

資料3にも添付させていただいておりますが、個人情報の保護に関する基本方針におきまして、個人情報等、「等」は後ほどご説明しますが、行政機関等匿名加工情報などを含みますが、この適正な取扱いを推進するために、地方公共団体の機関や地方独立行政法人が保有する個人情報等については、法の規律が適用されることに伴いまして、法の趣旨を踏まえつつ個人情報等の適正な取扱いに関する条例の制定又は改廃等に取り組む必要があるとされております。

こうしたことを踏まえまして、地方公共団体における個人情報保護制度の根拠が、条例から個人情報保護法に移行すること、そして移行した個人情報保護法では条例への委任規定があることから、これらに対応した条例の整備が必要となります。

そして、その条例の整備に当たっての基本的な考え方ですが、1つ目としましては、今回の条例整備は今般の個人情報保護制度の見直しによるものに限るものとします。つまり他の要因による改正は行わないということです。2つ目としましては、個人情報保護が後退したという懸念を抱かれないように、可能な限り現状を踏襲することとします。この2つの基本的な考え方を基に条例整備案をお示ししていきたいと考えております。

続いて2ページ目をご覧ください。2番目としまして、個人情報保護法制の体系についてご説明いたします。

個人情報保護制度は、主体ごとの異なる制度から個人情報保護法に基づく制度へ一本化と、上の方に記載させていただいておりますが、下のイメージで表しておりますとおり、令和3年度までは民間事業者、そして国、独立行政法人等の個人情報保護制度がそれぞれ別の法律により運用されておりましたが、今年度からは個人情報保護法に一本化されておきまして、来年度になりますと、一番右側の地方公共団体等につきましても個人情報保護法が適用されるということになります。冒頭ご説明いたしましたが、地方公共団体については、法の施行のための条例を整備する必要があるということになります。

続いて3ページ目をご覧ください。個人情報保護法の構成になります。法律は第1章の総則から罰則までの8章立てとなっておりますが、青字の第4章が民間事業者に

適用される規律が規定されておりまして、今回の条例整備に関連する、国と地方公共団体の規律が規定されている部分は赤字の第5章となっております。今回、条例整備に当たっての考え方は、第5章の節の順番に沿ってご説明させていただきます。

続きまして4ページ目をご覧ください。具体の説明に入る前に留意事項をご説明いたします。冒頭申し上げましたが、今回の改正法の目的は、四角囲みのとおり、活発化するデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例により生じていた不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定するということとなります。

そのため、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、法の解釈・運用を所管する個人情報保護委員会が一元的に担うこととした令和3年改正法の趣旨に照らし許容されておりません。

また、法では、開示請求等における手数料について条例で定めることとしているほか、一定の事項について条例で定めることが許容されているものがありますが、一方で個人情報保護やデータ流通について、直接影響を与えるような事項で、法に委任規定が置かれていないもの、例えば記載しておりますがオンライン結合に特別の制限を設ける規定であったり、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定などにつきましては、条例で独自の規定を定めることは許容されておりません。

そして単なる内部の手続に関する規律に過ぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられると国のガイドラインでは示されております。以上の考えに沿いまして、今回整備する条例の規定内容について整理していきます。

続きまして5ページをご覧ください。以降のページで地方公共団体等の規律に関連する個人情報保護法の概要、新条例の整備案をご説明させていただきます。

まずは適用対象についてご説明いたします。地方公共団体等の規律、先ほど申し上げた第5章が適用となるのは記載のとおり、議会を除いた地方公共団体の機関と地方独立行政法人となります。地方公共団体の機関が行う病院・診療所・大学の運營業務、試験研究・大学・病院業務を目的とする地方独立行政法人については、一部において民間事業者の規律が適用となります。

下の表に示させていただいておりますが、イメージとしては試験研究など民間事業者と共同で行うものについては、民間事業者の規律に合わせる。それ以外の開示等請求の手続きについては地方公共団体の規律が適用されるということになります。

また、右上の緑の部分に記載のとおり、現行条例で実施機関となっている議会と地方公社につきましては、法に規定される地方公共団体等の規律の適用対象には含まれないことから、新たに整備する条例の実施機関からは外れることとなります。条例で第5章の地方公共団体等の規律を適用することも許容されておりません。こういったことから、議会については独自の条例を制定する予定で調整していると聞いております。そして地方公社については民間事業者として第4章の民間事業者の規律が適用されることとなります。

続きまして6ページをご覧ください。個人情報保護法の概要・新条例整備案の中の総則と行政機関等における個人情報等の取扱い、先ほどご説明した法律ですと、第5

章の第1節と第2節につきましてご説明いたします。こちらにつきましては、お手元の資料4の条例と法の比較表を用いながらご説明したいと思いますので、資料4の1ページ目をお開きいただけますでしょうか。

まずは個人情報の定義についてですが、現行の条例第2条では、「個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するもの」と規定されているのに対しまして、法律では「生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するもの」と規定されておりまして、法律では死者に関する情報は含まないとされておりまして、

この点につきまして個人情報保護委員会の説明では、法は個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものでありまして、本人が関与することなどにより権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人でありますので、個人情報の範囲に死者に関する情報は含まないとしております。

ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、その生存する個人を本人とする個人情報に該当するとしておりまして、この場合にはその情報は開示請求等の対象になるとされておりまして、

続きまして条例要配慮個人情報についてご説明させていただきますが、同じ資料4の2ページ目の右側に要配慮個人情報の定義が条例・法律ともに規定されておりまして、下段の法律の要配慮個人情報の規定の隣にカッコ書きで条例要配慮個人情報の規定を記載させていただいております。

その規定の中段から後段にかけて、「地域の特性、その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報」を条例要配慮個人情報と定義しておりまして、必要があれば条例で規定することができることとされておりまして、

このことにつきまして、資料1の6ページにお戻りいただきたいのですが、右側の赤枠内で整備案をお示ししております。現行条例におきまして、要配慮個人情報は個人情報保護法施行令を引用する形で定めております。そのため独自の要配慮個人情報を規定しておらず、今後もその必要性は認められないことから、条例要配慮個人情報については規定しないこととして考えております。

続きまして資料1の左側、条例要配慮個人情報の下の項目について、資料4を用いて比較しながらご説明いたします。まず資料4の8ページをお開きください。

条例ですと第7条、法ですと第61条の保有の制限についてですが、個人情報の保有に当たっては、それぞれ第1項において、事務遂行に必要な場合に限定し、できる限り利用目的を特定しなければならないと規定されておりまして、第2項においても利用目的の達成に必要な範囲での保有と規定されており、第3項も条例・法ともに同様の内容が規定されております。

続きまして、同じページの条例第8条で取得の制限に関する規定がございますが、条例では「個人情報を取得するときは適法かつ公正な手段により取得しなければならない」とされておりまして、第2項においては要配慮個人情報の取得を原則禁止しております。

一方、法律では「偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」と

規定されているのみでありまして、要配慮個人情報の取得を禁止する規定はありません。

一方で、同じページ内の左側、条例第8条第4項の利用目的の明示についてですが、本人から直接書面で取得する場合は利用目的を明示しなければならないとされておりまして、法でも同じような内容が規定されております。

続きまして9ページ、下の方の法第63条では不適切な利用の禁止ということで、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用を禁止しておりますが、現行条例では同様の規定がございません。法第64条は先ほどご説明させていただきましたので省略させていただき、法第65条と66条につきましては、後ほど11ページにてご説明させていただきますので、省略させていただきます。

続いて10ページの方をご覧くださいなのですが、利用及び提供の制限につきまして、条例・法律ともに目的外の利用・提供が禁止されておりますが、条例第10条で規定されております情報機器の結合による提供の制限、こちらにつきましては法においては規定がありません。

この分野の最後の説明になりますが、11ページの条例第11条、法第65条と第66条で安全管理のために必要かつ適切な処置を講ずることや、過去又は現在の事実と合致させて正確性を確保することについて、同内容の規定がございます。これらのことをまとめたものが、資料1の6ページの内容となります。

そして緑の囲みの部分をご覧くださいなのですが、これまでの条例で規定されているものについて、法律に規定がないものがございまして、それについては新しい条例に規定することは許容されておられません。先ほどもご説明しましたが不適正な利用の禁止というものが、現行条例に規定はありませんが法で規定されたということになります。

続いて、資料1の7ページをご覧ください。個人情報ファイル簿の作成・公表についてご説明させていただきます。

まず個人情報ファイルとは何かということになりますが、個人情報を検索できるよう体系的に構成された電算処理ファイルやマニュアル（手作業）処理ファイルとありますが、例えば病院のカルテなどのように検索しやすいように50音順に並べたものがマニュアル処理ファイルに該当し、個人情報ファイルとされております。そして、その個人情報ファイルについて名称であったり利用目的、記録されている項目等を記載した帳簿を個人情報ファイル簿と呼んでおりまして、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルについては個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないとされております。

右上の緑部分にあるとおり、現行条例では個人情報取扱事務登録簿というものを作成して公表しておりまして、これにつきましては本人の数にかかわらず、個人情報を取り扱う事務ごとに作成・公表しております。その登録簿の中では電算処理ファイルを利用しているかどうかについても登録簿に記載されております。

そして下の方にあります赤字部分となりますが、個人情報保護法では第75条第5項におきまして、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではな

い」と規定されておりまして、条例で定めることにより個人情報ファイル簿とは別の帳簿を作成し公表することができるとされておりますが、個人情報ファイル簿とは別の帳簿を作成し公表したとしても、個人情報ファイル簿の作成・公表義務がなくなるものではありません。

こういったことを踏まえまして、条例整備案を下にお示ししておりますが、1,000人に満たない個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿と同様の帳簿を作成し公表することとしたいと考えております。理由につきましては、個人情報ファイル簿以外に何ら公表しないこととした場合には、個人情報保護の後退につながる。そして個人情報ファイル簿とは別の帳簿として、例えば個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を継続するということも考えられますが、そうなりますと個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿がどちらも存在することになりまして、利用者の混乱を招くおそれがあるほか事務が煩雑となるということもありまして、結果として行政サービスの低下が懸念されますので、これまで作成・公表していた個人情報取扱事務登録簿につきましては廃止することとしまして、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルにつきましても、法で定める個人情報ファイル簿と同様の帳簿を作成し、公表することとしたいと考えております。

続きまして資料1の8ページ、開示・訂正・利用停止につきましてご説明させていただきます。個人情報保護法では、何人も請求が可能とされておりまして、請求については書面によるものとされております。そして条例で定める額の開示請求に係る手数料を納付することとされています。また請求に当たっては、法定代理人のほか任意代理人による請求も可能とされており、請求があった日から30日以内に開示決定しなければならないとされております。その上で、法第108条の規定により、これらの手続に関する事項について、法に反しない限り条例で必要な事項を定めることが可能とされております。

法の規定事項に対してこれまで現行条例で規定されているものが右上の緑部分になりますが、上から3つの項目であります、「口頭請求」、「決定通知等がなかった場合に、不開示決定とみなす規定」、そして「更なる開示を申し出る規定」というものもございましたが、これらについては法律に規定がなく新しい条例に規定することも許容されておられません。

また、任意代理人による請求については、特定個人情報の場合のみとこれまではしております。

そして手数料につきましてもこれまでは徴収しておらず、写しの交付に係る費用のみを実費として徴収しており、開示等の決定期限につきましても15日以内に決定通知をするということにしておりました。

これらを踏まえて条例の整備案についてですが、手数料につきましても無料としまして、従来どおり開示文書の写しの作成・送付費用については、徴収することとしたいと考えております。

その理由としては、開示請求手数料は現在も徴収しておらず、行政サービス後退との評価につながる。そして情報公開制度でも徴収しておりませんので、手数料は徴収しないこととし、保有個人情報記録されている文書等の写しの交付を受ける場

合は、その写しの作成・送付に要する費用を現在も求めておりました、情報公開制度でも同様に求めていることから、引き続き写しの作成・送付に係る費用の負担を求めたいと考えております。

続きまして、期限等の取扱いにつきましては、開示決定等の期限を現行条例上の期限としたいと考えております。そして全部・一部不開示決定の場合で開示することができる期日が明らかなきについては、その記述を決定通知書に記載することにしたと考えておりました、こちらの理由につきましても法に抵触しない限りにおいて、個人情報保護が後退したとの評価につながらないように現行制度を踏襲する必要があること、そして情報公開制度との整合を確保する必要があることを踏まえまして現行と同様の取扱いとすることを考えております。

続きまして9ページをご覧ください。開示に関連する事項として、法第78条第2項におきまして、行政機関情報公開法に準拠したものに限りませんが、不開示情報の範囲を情報公開条例と整合させることができるとされております。

表の部分をご覧いただきたいのですが、県の情報公開条例では個人情報保護法や行政機関情報公開法の不開示情報と異なるものとして、法令秘情報そして不開示指示情報が規定されておりました、また、その情報公開条例で不開示情報から除かれております職務遂行情報である公務員等の氏名につきましては、※1部分になりますが、法律で除かれていないこと。そして条例では、※2の部分になりますが、任意提供情報については法人からの任意提供情報が条例には含まれておりますが、法律では法人からの任意提供情報は法人等情報に含まれるとされております。

これらの整合を図るために整備案をお示しさせていただいておりますが、公務員等の氏名については個人情報保護法の解釈で開示可能ということで示されておりますので、解釈により整合を確保したいと考えております。

また、不開示情報の類型につきましては、対象となる類型が冒頭申し上げた行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報に該当しないこと、そして個人情報の保護に関する条例には規定できないものの、これまで情報公開と個人情報保護の両制度間の整合を確保してきたところでありまして、その整合を引き続き確保する必要があることから、行政機関情報公開法に準じて情報公開条例の不開示情報の類型を整理したいと考えております。

続きまして10ページ目をご覧ください。訂正・利用停止につきましてご説明させていただきます。

法律では、訂正・利用停止につきまして、開示決定に係る個人情報につき請求が可能とされておりました、請求する場合は開示を受けた日から90日以内に請求することとされており、行政機関は請求があった日から30日以内に訂正・利用停止決定をすることとされております。

こちらにつきましても、先ほど申し上げた法第108条の規定によりまして、法に反しない限り条例で必要な事項を定めることができるとされております。その上で、右上の緑部分になりますが、現行条例におきましては、請求に関する期限につきましては特段設けておりません。そして請求があった場合、その請求があった日から30日以内に決定通知をすることとされておりました、訂正を実施したときはその旨を通知すると規

定しております。

これらを踏まえまして条例整備案ですが、先ほどもご説明したとおり、個人情報保護法に抵触しない限りにおいて、個人情報保護が後退したとの評価につながらないように現行の制度を踏襲する必要があること、そして情報公開制度との整合を確保する必要があることから、訂正・利用停止決定等の期限を現行条例上の期限、通知期限として、訂正の実施をしたときは訂正請求者に対し遅滞なくその旨を書面により通知することとしたいと考えております。

続きまして11ページ目の審査請求につきましてご説明させていただきます。

まず、開示決定等又は開示請求等に係る不作為についての審査請求の諮問先については、これまで条例を根拠として設置されていたものが、この個人情報保護制度については来年度から法が設置根拠となりまして、法に基づいて諮問先を規定することとなります。その上で、個人情報保護法第105条第3項は読替規定となっておりますが、審査請求の諮問先については行政不服審査法第81条の規定により地方公共団体に置かれる機関に諮問されることとなります。そしてこの諮問先をどうするかということについてですが、引き続きこれまでの調査審議のノウハウを活用することが適当であると考えておりまして、本審査会へ諮問することとしたいと考えております。

続きまして2点目の調査審議の手續についてですが、こちらにつきましてはお手元の資料5でご説明したいと思っております。資料5の2ページ目をご覧ください。

先ほどお伝えしましたとおり、個人情報保護についての諮問先については、行政不服審査法を根拠として設置されますので、調査審議についても行政不服審査法が適用されることとなります。上から現行の審査会条例、そして真ん中が行政不服審査法、そして参考までに国の情報公開・個人情報保護審査会設置法を比較した比較表となっておりますが、条例の第6条の意見の陳述等において、口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めなければならないということで、努力義務となっているのに対しまして、その下の行政不服審査法については口頭で意見を述べる機会を与えなければならないということで義務規定となっております。

また、3ページの資料等の閲覧の求めへの対応につきましても、条例では閲覧をさせるように努めるものとする規定されているのに対しまして、行政不服審査法では第78条第1項のところで、閲覧を求めることができ、原則としてそれを拒むことができないということで規定されております。

また、第78条第1項に規定のある審査会に提出された資料等の写しの交付の求めと、同じ第78条第4項に規定されている交付に関する手数料についても、審査会条例では規定がないということになっております。

これらを踏まえまして、資料1の11ページにお戻りいただきたいのですが、一番下の整備案になります。案としましては、青森県情報公開・個人情報保護審査会条例を改正しまして、整合を確保することとしたいと考えております。その理由としましては、調査審議の手續については、情報公開と個人情報保護の両者に共通のものとして審査会条例で規定しているところ、引き続き手續の整合を確保することが適当であること、そしてその手續の整合を図る具体的方法としまして、行政不服審査法の規定に合わせる形で審査会条例を改正することを考えております。

ただし、審査会に提出された資料等の写しの交付の求めへの対応につきましては、行政不服審査法上の手続、いわゆる個人情報保護制度としては手数料を徴収することとなるものではありませんが、審査会条例上の手続、いわゆる情報公開につきましては、県民に新たな負担が生じることがないように手数料は徴収しないということで進めたいと考えております。

続きまして資料の12ページをお開きください。まず、審査請求に関連して法第107条第2項において「条例で定めることにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる」とされておりまして、条例で定めることにより審査請求をすべき行政庁を変更することができることとされておりまして、現在、青森県個人情報保護条例に基づく開示決定等の処分につきましては、条例に特別の定めは設けておらず、今後もその必要性は認められないと考えておりますので、行政不服審査法第4条の規定の特例は設けないこととしたいと考えております。

続いてその下の個人情報の適正な取扱いを確保するための審議会等への諮問についてですが、法第129条において「地方公共団体の機関は条例で定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」と規定されておりまして、審査請求以外の案件について諮問を要するものがある場合は、条例で定めることが求められております。

これについての整備案ですが、現在も個人情報保護制度の運営に関する重要事項につきましては、本審査会に諮問することとしておりまして、今後もその必要性は変わらないものであること、そして本審査会以外に諮問に適正に応答できる機関はないことから、個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問先については、本審査会としたいと考えております。

続きまして13ページをご覧ください。行政機関等匿名加工情報の提供等についてご説明いたします。まず、行政機関等匿名加工情報とは何かということで、囲みの一番上の丸の部分で、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、その個人情報を復元できないようにした情報ということで定義されております。

作成方法の基準等は個人情報保護委員会の規則で定められておりますが、一番下の表の提案募集の流れをご覧くださいなのですが、まずは個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイルであるなどの一定の要件、その直前の①から③ですね。そういった要件を満たす個人情報ファイルを公表し、その後提案募集を行い、提案があった場合はその内容を審査してから実際に行政機関等匿名加工情報を作成し、提供して、最後活用していただくと、そういった流れになっております。

赤囲みの部分になりますが、その過程において加工に要する費用等を手数料で徴収することとなります。今ご説明した内容が14ページとなっておりますが、詳しい説明につきましては割愛させていただきます。

これらを踏まえまして15ページをご覧ください。行政機関等匿名加工情報の提供等に当たっての条例で整備する事項を記載しております。

まず、法第119条の第3項と第4項におきまして「行政機関等匿名加工情報の利用に

関する契約を地方公共団体の機関と締結するものは、条例で定めるところにより実費を勘案して政令で定める額を標準として、条例で定める額の手数料を収めなければならない」と規定されておりまして、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について条例で定める必要があります。これにつきましては、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は来年度から導入されるものでございまして、実績がまだないということ、そして政令で定める標準額と異ならせる特殊事情等もないため、政令と同額とし、手数料の納付については証紙による納付を原則とすることを考えております。

続きまして、情報公開条例の不開示情報への追加等についてご説明いたします。この行政機関等匿名加工情報につきましては、平成29年度から国で制度が導入されておりまして、導入の際に個人情報保護法第5章第5節において提供の仕組みが設けられており、他の手続によって提供されることがないようにするために、行政機関情報公開法においては不開示情報とされております。また行政機関等匿名加工情報を作成するために用いた保有個人情報から削除した記述若しくは個人識別符号である、いわゆる削除情報についても公にすると行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあるとして、行政機関情報公開法において不開示情報とされているとともに、公益上の理由による裁量的開示の対象からも除かれております。

これらを踏まえまして、条例整備案としましては、国と同様に行政機関等匿名加工情報そして削除情報を青森県情報公開条例の不開示情報に規定するとともに、公益上の理由による裁量的開示の対象から除くこととしたいと考えております。

続きまして16ページをお開きください。その他の事項として、条例で定めることが許容される事項として、運用状況については引き続き公表することとしたいと考えております。

理由としましては、現在、毎年度情報公開と併せまして個人情報保護条例の運用状況を公表しておりますが、来年度以降は個人情報保護委員会が国と地方公共団体の機関等における法施行状況というものを取りまとめまして、その概要を公表することとされております。しかしながら、県としても情報公開制度と対の制度として引き続き本県における両制度の運用状況を公表することが重要であると考えておりまして、運用状況の公表につきましては引き続き行いたいと考えております。

そして※の部分ですが、今般整備する条例の性格は個人情報保護法の施行のためのものとなりますので、現行の個人情報保護条例で規定をしております、県民・事業者等の責務規定を置くことは適当ではなく、現在条例に基づく制度として設けている事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定につきましては、個人情報保護法に同じ内容の規定がございまして、一本化された制度下において法と条例で同じ規定を置く必要はないことから、置かないこととしたいと考えております。

そしてその下の部分、最後に新条例の施行日についてですが、法律が地方公共団体に適用される日と同じ日の令和5年4月1日の施行を予定しております。

整備案の説明については以上となりますが、これまで主に法の第5章の順に沿ってご説明した内容について、整備案を確認までに取りまとめたものが17ページにございます。

繰り返しとなりますが、まずは条例で定めることが必要な事項としましては、保有

個人情報開示請求手数料、そして行政機関等匿名加工情報利用手数料。

続いて個人情報保護法に規定があるもので、条例で定めることが許容されている事項としましては、条例要配慮個人情報、個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表、情報公開条例との整合を図るための開示・不開示情報の特例、審査請求をすべき行政庁の特例、保有個人情報の開示・訂正・利用停止等の手続、審議会・審査会の諮問について、最後に個人情報保護法に規定がないもので、条例で定めることが許容されている事項としましては、開示文書の写しの作成・送付費用、運用状況の公表について、最後に開示決定等又は開示請求等に係る不作為についての審査請求の諮問機関ということでまとめさせていただいております。

説明につきましては以上となります。

会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえまして、各委員から意見や質問があればお願いいたします。

そうすると私の方から1点伺いますが、条例整備案を用意していただいておりますが、この中で従前とほぼ同じというか、扱いとしては同じかなというふうには感じておりますけども。取り分け何か新しい条例整備案で異なるところが出てくるとすればどういったところでしょうか。

事務局 現行の個人情報保護条例と異なるところという意味ですか。

会長 はい、そういう意味です。

事務局 主としては、16ページですかね。最後の方で説明をさせていただいておりますけれども、16ページのその他の※の部分新しい条例では規定を置かないということで考えているということで、ここは現行条例と異なるのかと。今の条例というのは本県独自の個人情報保護制度を作っている条例になりますが、一方、新しい個人情報の条例といいますのは、説明にもありましたとおり、個人情報保護法の施行のための条例というところの側面が大きいというところで、そういう条例の性格の違いというものを考慮しますと、現行条例にあるこの部分というのは、なかなか新しい条例の方で置くということはないのかなと考えております。

会長 ありがとうございます。

事務局 あと、資料どおりなのですけれども、現行条例との違いといいますか、大きいところでいいますと、行政機関等匿名加工情報についての手数を定めるというところですかね。提供制度自体は法で定まっておりますけれども。

会長 ありがとうございます。他にご質問・ご意見等はございますか。

熨斗委員 1点だけ。今回法律の改正に伴って整備するというところで、個人情報保護条

例は今、条文を作っているのかもしれないですけど、条文の数は大分圧縮されると、大体法律に書いてあることは条例に書かなくなるということなので、条例は条文の数としては大分圧縮したものになると、そういう理解でいいですか。

事務局 基本的には、最後のページにある規定すべき手数料、法に委任がある部分、それから委任はないけれども規定したいというところに限定されますので、条例条文としては大分少なくなるのかなと考えております。

熨斗委員 ありがとうございます。

会長 条例整備案について1点質問で、9ページなのですが、条例整備案の解釈により整合を確保するというのは、具体的にはどういったことになりますか。

事務局 資料4の18ページですけれども、県の条例は21条、個人情報保護法は78条で、条例は上段の4号、法は下段第2号の部分になります。具体的には4号の、あるいは2号ハの部分該当するところになります。

条例上は、公務員等の氏名も個人情報から除くとされておりますけれども、下段の法の2号のハでは氏名が入っていないんですが。法の第2号のイ・ロ・ハのイで、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」の「法令」に条例も含まれますので、青森県情報公開条例もこの「法令」に含まれると。公務員等の氏名につきましては県の情報公開条例で開示することになっているので、このイに該当するというので開示可能という説明を国からいただいておりますので、そこを活用させていただこうかなと考えております。

会長 公慣行ではなくて情報公開条例を引っ張ってきて、「法令の規定により」というところを読み替えるというのが国の説明なのですか。

事務局 はい。

会長 はい。ありがとうございます。

もう1つ、運用ですね。運用としてあまり実務的に変わるところはないのかなと思っているのですが、例えば資料1の8ページで、現行条例で規定されているのがされなくなった場合、ここはまさしく変わるところだと思うのですが、例えばこの右上の※の辺りは、何か手当ですね。条例ですることにはできないでしょうけれども、何か手当、実務的な対応というのは何か検討されているところはあるのでしょうか。

事務局 8ページの緑囲みのところになりますが、この2つ目の「不開示決定とみなす」ということは、手続の話ではないので、これは条例でどうのこうのということはないとは思いますが、例えば、特に一番影響があるところは、一番上の

試験結果等については、現行条例では書面による請求というのが原則ですけれども、試験結果等につきましては口頭請求もできるという制度になっておりまして、それが個人情報保護法では請求はあくまでも書面であるから、口頭による開示請求はできないとなっております。

一方で、今、国から説明をいただいているところでのお話になりますけれども。資料4の10ページ下段が個人情報保護法の規定になりますけれども、第69条が利用提供の制限で、「利用目的以外の目的のために利用提供してはいけない」というのが1項、第2項で、前項の規定にかかわらず目的外利用ができる場合というのが4つほど挙げられてございます。

この中の1つ目、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」という規定が、国が作っていた事務マニュアルみたいなものがあるのですが、その中の説明で、ここでいう「本人に提供するとき」というのは、「行政機関の長等の判断により本人に提供する場合をいい、例えば本人から試験結果の提供を求められた場合に、本人に対して提供をする場合も含まれる」というようなことが事務マニュアル的なものに規定がされております。その上で、口頭での求めに応じて提供する場合も含まれるというような記述がございまして、県として、こういったところも踏まえてこれから対応を検討していきたいと考えております。

会長 利用目的以外の目的のための利用なので、それが解釈可能であれば今までどおり口頭で請求があつて、口頭で教えるということも可能であるのではないかということですね。

事務局 そうですね、はい。

会長 ありがとうございます。

熨斗委員 今の件だとその解釈で、今後もしていきますとなった場合は、試験結果の開示というのは正式な個人情報の開示請求とはまた別の方法によって開示するということになる結果、例えば統計で出している開示件数は今まで試験結果も入っていたけれども、それが全部なくなって件数は大分下がったりとか、そういう話になり得る、そういう理解になるんですかね。

事務局 そうですね。

会長 やや特殊な話ですよ。その他にございますか。今日の段階で他の委員から他に質問意見等ございますか。よろしいですか。

事務局からの説明によりますと、今回の条例改正については令和5年2月の県議会に見直し後の条例案を提案したいとのこととございますので、審査会としては今回を含めて3回程度審議を行いまして、その後知事に対して答申をしたいと考えております。

あと事務局に対して、次回審査会までに追加資料の作成等の依頼する事項とかが委員からあればおっしゃっていただければと思いますが。逆に事務局としては何か用意しようと思っているものとかございますか。

事務局 今のところは特に考えていませんが、もし出てくればそこは適宜お示しさせていただきますと考えています。

会長 答申案の形にしていくに当たっては、また従前の答申案などを参照して同じような形になるのかなという理解なので、そこら辺は追々ということですね。承知しました。

それでは今日はこのくらいにいたしまして、個人情報保護制度見直しに係る条例整備についての審査は、本日はこれで終了といたします。お疲れ様でした。

この後、休憩を挟んで審査請求に係る諮問案件の審査を行います。青森県情報公開・個人情報保護審査会第9条の規定により、そこからは非公開で開催いたしますので、傍聴されている方はご退席の方お願いいたします。それでは10分間の休憩といたします。